

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 羊水染色体検査委託業務
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和6年7月1日から令和7年6月30日
- (4) 業 務 場 所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書及び競争参加資格確認のための書類提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連 絡 先 (担当) 木村 光子 電話番号 029-853-3543
- (3) 提 出 期 限 令和6年6月14日12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 見積書には、1件当たりの単価を記載すること。契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を取得していること。

6. 契約書の作成等

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。（契約保証金は免除）

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和6年6月7日

茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和6年6月14日 12時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
電話番号: 029-853-3543 木村光子
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 見積書には、1件当たりの単価を記載すること。なお、契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 競争参加資格の確認のための書類
 - ・令和6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し又は過去1年以内の本学との取引を証明する書類……………1部
 - ・プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を取得していることが分かる書類……………1部
 - ・責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について……………1部
 - ・再委託をする場合
再委託承諾申請書(別紙様式2)……………1部※業務の全部又はその主たる部分を委託する場合は、下記「再委託に関する取扱い」を参照すること。
再委託に関する取扱い
URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>
- 7 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

仕様書

1. 件 名 羊水染色体検査委託業務
2. 契約期間 令和6年7月1日から令和7年6月30日
3. 業務内容 羊水中に含まれる胎児の染色体を用いて染色体異常の有無を調査する。
13番・18番・21番・XおよびY染色体の数的異常を検出するスクリーニング検査の実施、および染色体の核型分析。
4. 予定件数 60件
5. 実施内容 別紙のとおり
6. 支 払 検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
7. 個人情報の取扱い
 - (1) 発注者及び請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。
 - ① 請負者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
 - ② 請負者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面（別紙様式1）で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
 - ③ 請負者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が請負者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において、請負者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 請負者は、上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で発注者に提出しなければならない。
 - ⑤ 請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了

時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

- ⑥ 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。
- ⑦ 請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、請負者が上記(1)に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、請負者に重大な過失があったと認められる場合には、請負者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (3) 発注者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、請負者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上原則として実地検査により確認するものとする。
- (4) 上記(1)③により請負者から再委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を、請負者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
- (5) 上記(4)は、請負者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

8. その他
- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は別途本学職員と協議し、契約を取り交わすものとする。
 - (2) 請負者は、プライバシーマーク又はI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
 - (3) 本契約に必要な細則は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
 - (4) その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

別紙

委託手順書

- 1 契約件名 羊水染色体検査委託業務
- 2 委託部署 筑波大学附属病院 産婦人科・婦人周産期
- 3 実施会社
- 4 委託手順
 - ① 委託者は、被検者から本検査を求められた場合には、本検査を行うことを決めるに先立って、本検査の意義、実施方法、検査の限界、検査料金等について、十分な説明及びカウンセリングを行うものとする。
 - ② 委託者は上記説明及びカウンセリングに基づき、被検者等から申し込みを受けた場合に限り、受託者に対して本検査を依頼する。委託者は、受託者に本検査を依頼するときは、被検者等の自由意思によるインフォームドコンセントを確認した旨を明記した検査依頼書を作成する。
 - ③ 委託者が受託者に対し本検査を依頼するときは、検査依頼書と共に、採取された検体を良好な状態で受託者に引き渡す。
 - ④ 委託者は、所定の検体容器・輸送形式を用いて受託者に検体を引き渡す。
- 5 検査業務委託内容
 - ① 母体から採取した羊水を解析し、13番染色体、18番染色体、21番染色体、XおよびY染色体の量の異常を検出する。その基準値及び判定基準としては、異常シグナル60%以上を異常（陽性）、異常シグナル10%以下を正常（陰性）、異常シグナル11～59%を不能とする。
 - ② さらに羊水中の胎児の染色体の核型を分析する。
- 6 検査報告
 - ① 受託者は、検体受領後別途、受託者が自ら定める検査標準作業手順書に基づき速やかに検査実施のうえ、本検査の報告書を委託者に提出する。
 - ② 本検査実施の過程で、依頼書の記載内容不備、検体の状況による検査不能、異常値、その他の不都合が生じた場合は、その事由の如何を問わず委託者に対し速やかに通知する。
 - ③ 受託者は、本検査の結果について委託者以外の何人にも検査結果の開示を行わないこととする。
 - ④ 委託者は、被検者に検査結果の報告および担当医師の診断結果を説明するに当たり、被検者に正しく理解させるよう慎重かつ十分なカウンセリングを施すものとする。

⑤ 委託者は、必要に応じ被検者等に対し診断に付随する他の検査結果等の情報を提供し、被検者が誤りのない判断ができるよう十分に配慮する。

7 再検査

委託者は、検査結果に疑義があるときはその旨受託者に連絡し、受託者はこれを受け直ちに調査を行い、再検査が必要と認められ、かつ可能な場合は再検査を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、本検査実施に際して業務上知り得た被検者の個人情報（プライバシー）に関わる事項を適切に管理する義務を負い、これを再委託先以外の第三者に漏洩してはならない。

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

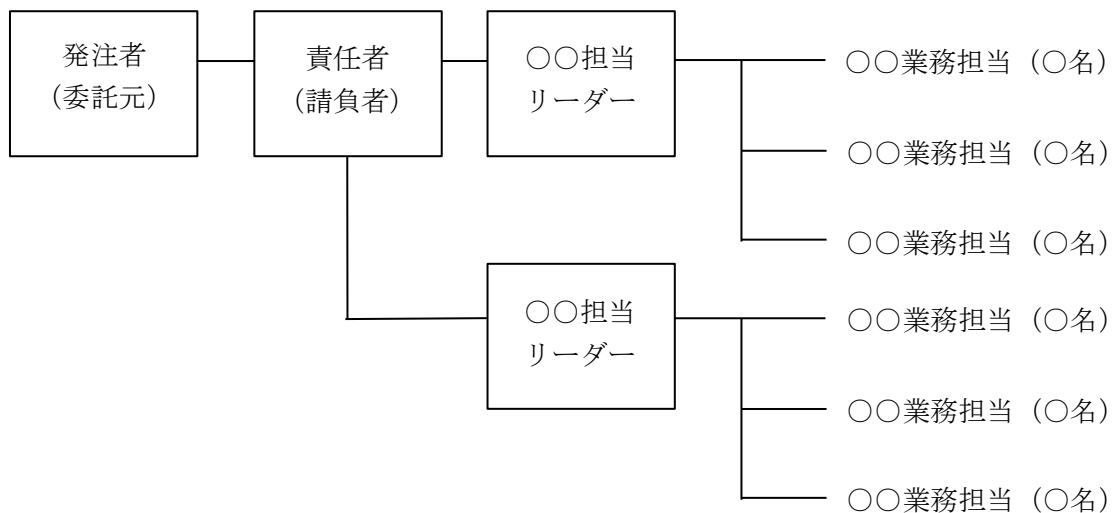
印

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「羊水染色体検査委託業務」について、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：
 役職名： 氏名：
2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制

(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項
 ※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。
4. その他必要な事項

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

④

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「羊水染色体検査委託業務」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容
2. 変更理由

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

㊟

「羊水染色体検査委託業務」の見積競争に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

記

- 再委託の承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所
名 称
代表者名
- 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
- 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
- その他特記事項

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「羊水染色体検査委託業務」に関して、業務が終了しましたので、契約書第5条第1項第7号の規定に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他